

株式会社福岡放送からの意見書について

- P 1 . . . 大分ケーブルテレコム株式会社からの裁定申請について
- P 15 . . . シーティービーメディア株式会社からの裁定申請について
- P 29 . . . 株式会社ケーブルテレビ佐伯からの裁定申請について
- P 43 . . . 大分ケーブルネットワークからの裁定申請について

平成19年4月26日

総務大臣
菅 義 偉 殿

郵便番号 〒81 [REDACTED]
 住 所 福岡 [REDACTED] 2丁目2番8号
 氏 名 株式会社 [REDACTED]
 代表 [REDACTED] 原 章 [REDACTED]
 電話番号 092-532-1111代表

総務大臣の裁定に関する意見書

大分ケーブルテレコム株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題が再燃し、地域ごとに歴史的な経緯や地上波の数やメディア状況など、様々な問題が数多く存在し、地域の実情に応じたきめ細かい対応を求められているのはご承知のとおりであります。

さらに、地上デジタル放送の円滑な普及と、これに伴う2011年のアナログ放送終了の観点から、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信問題は、地上放送事業者とケーブルテレビ事業者との共通の重要課題であり、課題実現には両者の協力関係は不可欠なものであると認識しております。

今回の大分県ケーブルテレビ事業者との一連の協議では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する意図しての地域性を持って放送をしていることや、有線テレビジョン放送法の当時の立法主旨と現状が乖離していること、再送信という行為について有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在することの不整合等について理解を求めて協議を重ねてまいりました。しかし、協議は調わず、「大臣の裁定」申請が行なわれる結果となり、まことに遺憾に思っております。

弊社は、これらの諸課題を解決してケーブルテレビ事業者との新たな関係を構築することが、地上デジタル放送の円滑な普及の観点からも必要であると考えております。

今回の意見は、このような状況認識を踏まえたものであり、地域免許制度に則した行政判断を期待するものであります。

1. 社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称	株式会社 福岡放送
代表者の氏名	代表取締役社長 原 章
住所	福岡市中央区清川2丁目22番8号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

(1) 地域免許制度への理解と「意図しての地域性」の尊重について

2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申で、補完的伝送手段としてIPマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いで、「再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的条件として再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる」とし、放送事業者に対して「意図しての地域性」を認めています。

弊社は、地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、前述のように第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたいと考えております。

さらに、デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度が形骸化することのないように同制度との整合性に加え、著作権・放送権の保護の観点から区域内が原則であり、再送信の区域内あるいは区域外の別は「放送対象地域」で判断すべきと考えます。

(2) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法に基づく再送信許諾について

デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条(公衆送信権等)および第99条(有線放送権)で規定されている放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要であります。

有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要であると考えます。

また、ケーブルテレビ再送信関連の国会質疑(第166回国会(2007.3.8)・参議院「予算委員会」)で、民主党の白眞勲議員から「ケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合は著作権法違反となるのか」との質問に対し、文部科学大臣は、「著作権法の99条というのがあり、ここには『放送事業者は、その放送を受信してこれを有線放送す

る権利を専有する』とある。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を侵すということは、明らかに法律違反である」と答弁されております。

(3) 大臣裁定制度の廃止を含む見直しについて

ご承知のとおり、昭和61年(1986年)に有線テレビジョン放送法を改正し、「あっせん」制度に代えて「大臣裁定」制度が導入されました。

当時は、少数チャンネル地域が多く、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興策として導入されたものと考えられます。

しかし、その後、多くの地上民放テレビ新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は、飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げております。

平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2,050万世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達しております。

さらに、デジタル・IP時代を迎え、デジタル放送・IP電話・インターネットといった“トリプルプレー”を提供する大規模なケーブルテレビ事業者も登場し、今日のケーブルテレビ事業の実態は大きく変容し、さらなる発展が予想されております。

こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考えます。

昭和61年改正の有線テレビジョン放送法では、再送信同意が調わない場合に、ケーブルテレビ事業者が有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づいて大臣裁定の申請を提出した場合に、大臣は、放送事業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が基本的な条件(昭和61年4月衆議院逡信委員会・政府委員答弁の5条件)を満たしていれば同意の裁定を下すことになっております。

現在でも、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”が、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっておりますが、前述のようにケーブルテレビ事業の実態が大きく変容してケーブル産業として飛躍的に発展を遂げているなかで、この“5条件”というものは最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であり、当時の立法主旨と現状はあまりにも乖離しております。

再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情をご理解いただき、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

(4) 区域外再送信によるチャンネル格差是正の考え方について

弊社は、放送の意図として放送対象地域にて放送でサービスを行っており、その放送対象地域(いわゆる区域内)では、放送法の放送普及基本計画に規定されている“あまねく普及”という努力義務があります。その義務が行き届かない場合に、ケーブルによる区域内再送信によって難視聴解消を図っており、“あまねく”の観点からケーブルテレビは公共性が高く、その意味では地上放送事業と同じ立場に立ち得るものであると思います。

また、区域内再送信は“あまねく普及”に対する公共性の高いサービスであるからこそ、著作権処理においても一定程度の権利制限が有線放送の再送信には認められてきたものであります。

一方、区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係であります。

少数チャンネル地域において、区域外再送信で4チャンネル見られるようになった場合、区域外再送信がチャンネル格差是正に役立ち、公共性が高いという意見がありますが、チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問であります。

チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当て、格差是正を解消するのが本筋であると思います。

(5) 区域外再送信同意の判断基準について

区域外再送信は、本来、区域内でケーブルテレビ事業者が担ってきた公共的なサービスとは性質が違ふことから、アナログでも見られたからデジタルでも見られるという意見は、いささか事情が違ってきていると思います。そもそも、公共性の観点から制度上の区域内におけるサービスと区域外におけるサービスは“あまねく”の関連性で違っております。

昨年の「文化庁審議会著作権分科会法制問題小委員会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書(案)」に対する意見募集に対して、日本ケーブルテレビ連盟は、「有線放送事業者に課せられている“同時性・同一性・地域限定”などの再送信要件及び難視聴解消等の公共的責務がIPマルチキャスト事業者にも課せられることが担保されない場合、有線放送事業者と同様の取り扱いにすべきではない」と意見を述べられております。

このことは、取りも直さず、ケーブルテレビ事業者が“同時性・同一性・地域限定”と難視聴解消等の公共的責務があることを認識し表明されておるわけで、このような観点からも、区域外再送信に対して同意を主張されることは理解に苦しむところであります。

弊社では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する「意図しての地域性」を重視する立場から、地上デジタル放送の区域外再送信同意については再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを前提に、

- ① アナログで適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ② 生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③ 業務区域内に受信点を設置できること

の3条件を総合的に判断して同意の基準としています。

ケーブルテレビの受信点については、有線テレビジョン放送法では業務区域内外に関して規定していませんが、ケーブルテレビ事業者が、その所在地域の地上民放テレビ事業者の放送対象地域を越えた地点で放送を受信し、再送信することは、地域免許に基づく経営権を侵すものであり、あくまで、ケーブルテレビ事業者の業務区域内で弊社の地上デジタル放送波を直接受信できることを条件として求めています。

今回、大臣裁定申請を提出した大分ケーブルテレコム㈱に対して、弊社が同意しない理由は、意見書に述べている理由の他に以下の判断によるものであります。

- ① 再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られていないこと
- ② アナログ再送信で、平成6年4月1日から平成19年1月8日までの約12年9ヶ月間にわたり、再送信同意期限切れの状態では違法再送信をおこない、かつ再送信同意の契約更改を放置しており、適法な同意があったとは認められないこと。
- ③ 生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと。
- ④ 受信点は、大分県別府市大字鶴見字鶴見山4553番地の鶴見岳であり、業務区域内に受信点を設置していないこと。

一方、弊社は、少数チャンネル地域への配慮や、生活圏・文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を行なってきており、すでに、大分県日田市のKCVコミュニケーションズ㈱には、再送信先の放送事業者の納得(了解)と3条件を総合的に判断した結果、地上デジタル放送の区域外再送信に対して同意をいたしております。

このように、現在、同意されているアナログ放送の再送信については、デジタル化に伴い自動的に同意が継続されるのではなく、新たなケースとして前述の条件を満たしているかどうかを総合的に判断し、再送信の同意・不同意の経営判断をいたす所存であります。

(6) 再送信先の放送事業者の考え方を確認する理由について

弊社は、区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にいたしております。

緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせないという考えであります。

また、同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかないからであります。

(7) 区域外放送の視聴利用と地域活性化の関係について

日本ケーブルテレビ連盟から昨年5月に民放連に提出されました要望書の「地上デジタル放送の区域外再送信の考え方」によると区域外放送の視聴利用により、地域経済、文化等の広域的な交流が促進され、地域が活性化される効果が生まれていると記されています。

しかし、地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではないと思います。

大分県内のケーブルテレビ事業者は、自県の経済力に元気がないこと、居住区域の視聴者の生活圏・文化圏の拡大、つまり、活動圏の広域化によって福岡の区域外再送信を地元視聴者が望んでいることを主張しておりますが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念されます。

地域活性化のためにケーブルテレビ事業者が果たす役割は、本来の目的である地域情報を充実し、その区域内における公共的役割を意識して自県の地域経済・文化の発展に寄与することが本来の姿であるべきと考えます。

(8) 区域外再送信地域の視聴者の不利益について

地上放送事業者は、公共上の性質から国民保護法の施行に伴って「指定公共機関」もしくは「指定地方公共機関」とされ、武力攻撃事態など有事の際、国民の生命や財産を保護するための措置(具体的には、「警報およびその解除」等の放送)を行なうことが義務付けられています。また、県との間で「災害時における放送要請に関する協定」を結び、緊急災害情報を提供するのが義務的なものになっております。

こうした視聴者の生命や財産を守るために欠かせない有事の際の情報や災害情報など、公共的な情報の提供は、地上デジタル放送においても、地方自治体などから大きく期待されているものであります。

もし、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧されます。このような観点からも地元放送事業者のチャンネルが本来見られるべきであります。

(9) 区域外チャンネルのCM問題（広告主の意図との齟齬）について

同一系列のチャンネルでも番組は変わらなくても地域によってCMが違うケースがあります。区域外再送信によってその地域で売られていない商品のCMが放送されるということは、広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定されます。

その結果、私ども再送信元の放送事業者は広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることとなります。

このようにCMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申し添えておきます。

(10) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係について

系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではありません。

私どもローカル局は、系列ネットワークの一員として、一つのビジネススキームを大事にすることが、経営として重要な判断であると思っております。

(11) ケーブル再送信と著作権処理について

キイ局などのネットワーク番組は、放送の権利処理は全国ネットという処理をしていますが、ローカル番組や購入番組の権利処理は普通、自局エリアの権利処理しかしておりません。

このように、放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されておられません。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではありませんが、弊社の判断を超えるエリアで再送信が行なわれることは、権利処理の問題をより深刻にするものです。

(12) 違法再送信への行政対応のお願いについて

弊社は、再送信同意契約書は自動更新とするのではなく、契約期間を1年と定め、その都度、地上デジタル放送の再送信の実情を確認することにしております。

行政におかれましても、ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握などの行政事務上の改善をお願いするものであります。

3. 本件に関する協議の経過

3-1 協議日程と協議相手

	協議日程	協議相手
①	平成 18 年 10 月 5 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯
②	平成 18 年 11 月 20 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯
③	平成 18 年 12 月 18 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯 佐伯市総務部情報推進課、臼杵市総務部総務課 杵築市総合政策課、豊後大野市企画部情報推進課
④	平成 19 年 1 月 10 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯
⑤	平成 19 年 2 月 16 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク㈱
⑥	平成 19 年 3 月 12 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTB メディア㈱ KCV コミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク㈱、佐伯市総務部情報推進課 臼杵市総務部総務課、杵築市総合政策課

3-2 協議内容

①平成 18 年 10 月 5 日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者3社】

- ・ デジタルでも再送信同意をお願いしたい。地元大分の放送事業者とは話し合いを続けていきたい。

【弊 社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許、「放送の意図としての放送対象地域」であることなど、弊社の考え方を説明。
 - (1) 同一性保持原則
再送信は全ての放送番組に変更を加えず同時再送信すること。「放送事業者の放送の意図として免許上の放送対象地域を原則とする」も含まれている。
 - (2) 意図としての地域性
弊社の放送事業は地域免許に基づく事業であり、放送対象地域に放送する意図を持って放送していること。
 - (3) 区域内再送信の公共的意義と区域外再送信とのサービスの差異
放送対象地域は「あまねく普及」の努力義務という公共的意義があるが、区域外再送信はケーブルテレビ事業者にとって付加価値を得る手段であり、再送信される地域の放送事業者の経営にも大きな影響があること。
 - (4) 区域外再送信のあり方
アナログ放送における区域外再送信同意は過去の様々な経緯があったが、その後その地域のチャンネル数が増えて、かつて同意した時と事情が変わってきている。アナログで見られたからデジタルでも見られるという意見は事情が違う。
 - (5) 再送信先の放送事業者の考え方を確認すること
地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発展の観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせない。弊社は再送信される地域の放送事業者の納得を得ることを条件としている。
 - (6) 再送信地域の活性化との関係
区域外チャンネルの視聴が常態化すると、地元CMの視聴機会が減り地元の媒体力が落ち、また地元番組の視聴が減ることで地元経済力や地域の活性化が衰退していくことが懸念される。
 - (7) 再送信地域の住民の不利益
地上放送事業者は公共性の上で緊急災害情報を提供する義務があるが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、緊急災害時に地元住民は情報を得られず不利益となる。
 - (8) 区域外チャンネルのCM問題(広告主と意図と責任)
広告主が意図として放送する地域限定CMが異なる地域で放送されることになり、広告主及び区域外視聴者に混乱を招き、CMを放送するという責任問題に発展することも想定される。
 - (9) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係
系列ネットワークは民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信により、同系列の放送事業者に経営的にマイナスの影響を与える。

(10) ケーブル再送信と著作権処理の問題

ネットワーク番組は放送の権利処理は全国ネットで処理されているが、ローカル番組や購入番組の権利処理は通常、放送対象地域の権利処理しかしていないため、区域外に再送信することで、権利処理の問題が発生し、再送信できなくなる。

②平成 18 年 11 月 20 日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者3社】

- ・九州総合通信局から依頼で、期間が切れている施設について申込書を出しているの
 よろしく願いたい。
- ・地元放送事業者とこれまで5回にわたり話し合いを行ない議論を出し尽くしたが、合意に
 至らず、11月2日に第5回で終了した。11月10日に九州総合通信局の放送部長に
 報告し、今後福岡の放送事業者と話し合う旨を報告した。
- ・総務省もD-PAも放送はアナログからデジタルへの移行であって新規サービスではない
 と言っている。再送信同意を改めて取る必要はないのではないか。
- ・視聴者に福岡デジタル波が再送信できない説明文書を配布した。福岡の放送事業者も
 認めないという説明文書を出してもらえないか。
- ・パススルーは考えていない。福岡デジタル波はSTB(トラモジ)のみの視聴を考えてい
 る。
- ・著作権処理も前向きに考えていきたい。
- ・再送信申込書を持参した。受け取ってほしい。

【弊 社】

- ・デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。
 そういう意図で番組制作しており、権利処理の問題も出てくる。
- ・大分地域のその他視聴率がかかなり高い。BS/CSを考慮しても全日で約5.8%のケーブル
 視聴の実態がある。地元放送事業者には脅威である。
- ・アナログ再送信同意書に「デジタルは別」と明記している。弊社の同意条件はパススル
 ー、リモコンIDは5が原則。OABと同ch、同IDをどうするのか。
- ・自社制作率をアップしていく。大分への番組販売も増えてくる。これまでのビジネスモデ
 ルも変わってくる。
- ・同意できない申込書は受け取れない。

③平成 18 年 12 月 18 日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者3社及び4自治体ケーブル】

- ・1日1000件程度問合せあり、このうち福岡デジタル波がなぜ流せないのかという問合せ
 が200~300件。地デジテレビが良く売れている。福岡デジタル波が注目されている。
 大分はG戦中継で放送延長なしで切られる地域。(大分ケーブルテレコム㈱)

- ・ 電気店や加入者から個人でアンテナを上げたいという意見もある。流せる時期の明確な回答ができない。(KCVコミュニケーションズ㈱)
- ・ 福岡デジタル波の問合せ、意識が高くなってきている。(CTBメディア㈱)
- ・ 11月頃から加入者が一気に増えた。地デジの関心が高い。今は県内波も地デジの見えない地域。問合せも多い。(㈱ケーブルテレビ佐伯)

【弊 社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。そういう意図で番組を制作している。時代も変わってきて権利処理も大きな問題になってくる。番組販売のビジネスモデルの課題もある。
- ・ 県外波を常時見る習慣になると緊急災害情報等の伝達に支障が出る可能性がある。行政的に問題があるのではないか。

④平成19年1月10日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者3社】

- ・ 佐賀のケーブル事業者に同意を出したということで期待している。放送対象地域(県域免許)のため同意しないということではなかったか。
- ・ 視聴者からの問合せも多く、電話回線を増設、土日も対応している。これ以上平行線のままなら、新たな方向性を見出さなければならない。
- ・ 1月16日に大分ケーブル事業者協議会の会合を経て、ケーブル連盟、総務省、九州総合通信局と相談して「大臣裁定申請」の準備に入る。対象は福岡民放全社。

【弊 社】

- ・ 佐賀は意図としての放送対象地域である。直接受信のエリアが広く、ニュース取材や佐賀の話題を取上げることも多い。また民放1局地域である。
- ・ 民一民の協議を始めてまだ3ヶ月。今後も協議を続けたい。

⑤平成19年2月16日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者4社】

現状と今後の予定について

- ・ 当初2月20日に大臣裁定申請を行なう予定だったが、民放連とケーブル連盟との交渉が始まるので一定期間待つことにした。
- ・ 民放連とケーブル連盟の交渉は、2月17日から3月5日までと聞いている。3月7日にケーブルテレビ連盟の区域外再送信特別委員会で交渉結果について説明がある。3月8日にケーブルテレビ連盟の全国大会が開催され、大分のケーブル事業者が大臣裁定申請に至った経緯を説明する。
- ・ 大分ケーブル事業者としては3月9日か12日に申請し正式受理の予定である。すでに大分ケーブルテレコム㈱の申請書類は九総通に見せてチェックをお願いしている。

- ・ 3月以降、大分以外の地域でも大臣裁定申請が出される。今年に入って動きが急になっている。長野(松本)も3月28日に申請する。
- ・ 2月6日に大分県(IT推進室)に説明。県からは「新聞などの報道もあり、あまり長引かせると地元民放が「悪者」になる。そうならないためにも大臣裁定申請を急ぐべき」という意見をもらった。
- ・ 総務省からは「福岡局と4~5回は交渉して欲しい。大臣裁定申請を行うことを通知してほしい」とアドバイスを受け、これまで福岡の放送事業者への訪問を続けてきた。

⑥平成19年3月12日

【大分ケーブルテレコム㈱ 他ケーブル事業者4社及び3自治体ケーブル事業者】

- ・ 大分県から『KCVコミュニケーションズ㈱と日田市』、『4自治体(佐伯市、杵築市、臼杵市、豊後大野市)』、『民間4事業者(大分ケーブルテレコム㈱など)』の3つのグループに分けて検討してはと積極的な介入があった。
- ・ 大臣裁定申請は3月23日午後1時半に九州総合通信局に4社(大分ケーブルテレコム㈱、大分ケーブルネットワーク㈱、CTBメディア㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯)が申請予定。
- ・ 日田のKCVコミュニケーションズ㈱と4自治体は3月23日には申請せず。KCVコミュニケーションズ㈱は大分の放送事業者が福岡波デジタルの再送信を了承したため。
- ・ 4自治体は3月2日に大分県の仲介のもと大分の放送事業者3社と個別に話し合いを行った。過疎対策、企業誘致、難視解消等自治体の考えを理解してもらえたと思う。3月16日に再度大分の放送事業者3社と協議予定。なぜ福岡波が必要か論点整理して協議したい。話しが纏まらなければ、今後「大臣裁定申請」の可能性もある。

(23日の申請は時間的にも無理との認識)

4. その他参考となる事項

(1)福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への経営への影響について

大分地区民放3社のシミュレーションでは、区域外再送信やBS・CSの「その他」視聴率が全日の年度平均で9.1%となり、福岡波の区域外再送信の視聴実態を少なく見積もっても「その他」視聴率の50%と推測した場合、大分地区民放3社の年間推定の逸失売上高は、XXXXXXXXXXとなり、1社あたりXXXXXXXXXXからXXXXXXXXXXの電波料収入が減収となる結果が出ております。

昨年度の視聴率調査における「その他」視聴率(全日)は、平均9.1%と高い数値を示しており、現実として、その大半はケーブルテレビ経由で福岡波(アナログ)を視聴しているものと推察されます。

また、テレビ媒体への地区投下に関しては年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として、「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。このような状況下にあつて、地上デジタル放送の福岡波区域外再送信について同意する旨の大臣裁定が下された場合、経営に与える影響は非常に甚大であると思われます。

【視聴率状況】

局名	年度平均(全日)
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:

推定在福視聴率 4.5%

大分地区「その他」視聴率(%)推移				
		全日	G	P
1997年度	平成9年度	3.7	5.8	5.7
1998年度	平成10年度	4.1	6.9	6.8
1999年度	平成11年度	4.5	7.6	7.4
2000年度	平成12年度	5.8	9.1	8.8
2001年度	平成13年度	6.2	9.8	9.5
2002年度	平成14年度	6.3	10.0	9.8
2003年度	平成15年度	6.4	10.2	10.1
2004年度	平成16年度	6.5	10.2	10.3
2005年度	平成17年度	7.5	11.6	11.5
2006年度	平成18年度	9.1	13.2	13.1

(2)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社のアナログ再送信同意に関する状況

ケーブル事業者名	最終同意処理	最終同意期限	更新切の有無	再申込日	再同意日	再同意開始日	違法再送信の期間
大分ケーブルテレコム(株)	H03.03.15	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
CTBメディア(株)	H02.02.28	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
(株)ケーブルテレビ佐伯	H14.09.30	H18.03.31	更新切れ	H18.11.21	H19.01.09	H19.01.09	H18.04.01～ H19.01.08 (約9ヶ月)
大分ケーブルネットワーク(株)	H18.03.14	H19.03.31	更新済み				なし

(3)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社の福岡波の受信点

- ・ 受信空中線の位置：大分県別府市大字鶴見字鶴見山 4553 番地(鶴見岳)
- ・ 利用しているケーブル事業者
 - ① 大分ケーブルテレコム株式会社(大分県大分市)
 - ② シーティービーメディア株式会社(大分県別府市)
 - ③ 株式会社ケーブル佐伯(大分県佐伯市)
 - ④ 大分ケーブルネットワーク株式会社(大分県大分市)

以上



306

平成19年4月26日

総務大臣
菅義偉 殿

郵便番号 〒81
 住 所 福岡 2丁目2番8号
 氏 名 株式会社
 代表 原 章
 電話番号 092-532-1111代表

総務大臣の裁定に関する意見書

シーティービーメディア株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題が再燃し、地域ごとに歴史的な経緯や地上波の数やメディア状況など、様々な問題が数多く存在し、地域の実情に応じたきめ細かい対応を求められているのはご承知のとおりであります。

さらに、地上デジタル放送の円滑な普及と、これに伴う2011年のアナログ放送終了の観点から、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信問題は、地上放送事業者とケーブルテレビ事業者との共通の重要課題であり、課題実現には両者の協力関係は不可欠なものであると認識しております。

今回の大分県ケーブルテレビ事業者との一連の協議では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する意図しての地域性を持って放送をしていることや、有線テレビジョン放送法の当時の立法主旨と現状が乖離していること、再送信という行為について有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在することの不整合等について理解を求めて協議を重ねてまいりました。しかし、協議は調わず、「大臣の裁定」申請が行なわれる結果となり、まことに遺憾に思っております。

弊社は、これらの諸課題を解決してケーブルテレビ事業者との新たな関係を構築することが、地上デジタル放送の円滑な普及の観点からも必要であると考えております。

今回の意見は、このような状況認識を踏まえたものであり、地域免許制度に則した行政判断を期待するものであります。

1. 社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称 かぶしきがいしゃ ふくおかほうそう
株式会社 福岡放送
代表者の氏名 だいいひょうとりしまりやくしゃちょう ほら あきら
代表取締役社長 原 章
住 所 福岡市中央区清川2丁目22番8号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

(1) 地域免許制度への理解と「意図しての地域性」の尊重について

2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申で、補完的伝送手段としてIPマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いで、「再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的条件として再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる」とし、放送事業者に対して「意図しての地域性」を認めています。

弊社は、地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、前述のように第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたいと考えております。

さらに、デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度が形骸化することのないように同制度との整合性に加え、著作権・放送権の保護の観点から区域内が原則であり、再送信の区域内あるいは区域外の別は「放送対象地域」で判断すべきと考えます。

(2) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法に基づく再送信許諾について

デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条(公衆送信権等)および第99条(有線放送権)で規定されている放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要であります。

有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要であると考えます。

また、ケーブルテレビ再送信関連の国会質疑(第166回国会(2007.3.8)・参議院「予算委員会」)で、民主党の白眞勲議員から「ケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合は著作権法違反となるのか」との質問に対し、文部科学大臣は、「著作権法の99条というのがあり、ここには『放送事業者は、その放送を受信してこれを有線放送す

る権利を専有する』とある。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を侵すということは、明らかに法律違反である」と答弁されております。

(3) 大臣裁定制度の廃止を含む見直しについて

ご承知のとおり、昭和61年(1986年)に有線テレビジョン放送法を改正し、「あっせん」制度に代えて「大臣裁定」制度が導入されました。

当時は、少数チャンネル地域が多く、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興策として導入されたものと考えられます。

しかし、その後、多くの地上民放テレビ新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は、飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げております。

平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2,050万世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達しております。

さらに、デジタル・IP時代を迎え、デジタル放送・IP電話・インターネットといった“トリプルプレー”を提供する大規模なケーブルテレビ事業者も登場し、今日のケーブルテレビ事業の実態は大きく変容し、さらなる発展が予想されております。

こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考えます。

昭和61年改正の有線テレビジョン放送法では、再送信同意が調わない場合に、ケーブルテレビ事業者が有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づいて大臣裁定の申請を提出した場合に、大臣は、放送事業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が基本的な条件(昭和61年4月衆議院逓信委員会・政府委員答弁の5条件)を満たしていれば同意の裁定を下すことになっております。

現在でも、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”が、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっておりますが、前述のようにケーブルテレビ事業の実態が大きく変容してケーブル産業として飛躍的に発展を遂げているなかで、この“5条件”というものは最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であり、当時の立法主旨と現状はあまりにも乖離しております。

再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情をご理解いただき、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

(4) 区域外再送信によるチャンネル格差是正の考え方について

弊社は、放送の意図として放送対象地域にて放送でサービスを行っており、その放送対象地域(いわゆる区域内)では、放送法の放送普及基本計画に規定されている“あまねく普及”という努力義務があります。その義務が行き届かない場合に、ケーブルによる区域内再送信によって難視聴解消を図っており、“あまねく”の観点からケーブルテレビは公共性が高く、その意味では地上放送事業と同じ立場に立ち得るものであると思います。

また、区域内再送信は“あまねく普及”に対する公共性の高いサービスであるからこそ、著作権処理においても一定程度の権利制限が有線放送の再送信には認められてきたものであります。

一方、区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係であります。

少数チャンネル地域において、区域外再送信で4チャンネル見られるようになった場合、区域外再送信がチャンネル格差是正に役立ち、公共性が高いという意見がありますが、チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問であります。

チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当てて、格差是正を解消するのが本筋であると思います。

(5) 区域外再送信同意の判断基準について

区域外再送信は、本来、区域内でケーブルテレビ事業者が担ってきた公共的なサービスとは性質が違うことから、アナログでも見られたからデジタルでも見られるという意見は、いささか事情が違ってきていると思います。そもそも、公共性の観点から制度上の区域内におけるサービスと区域外におけるサービスは“あまねく”の関連性で違っております。

昨年の「文化庁審議会著作権分科会法制問題小委員会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書(案)」に対する意見募集に対して、日本ケーブルテレビ連盟は、「有線放送事業者に課せられている“同時性・同一性・地域限定”などの再送信要件及び難視聴解消等の公共的責務がIPマルチキャスト事業者にも課せられることが担保されない場合、有線放送事業者と同様の取り扱いにすべきではない」と意見を述べられております。

このことは、取りも直さず、ケーブルテレビ事業者が“同時性・同一性・地域限定”と難視聴解消等の公共的責務があることを認識し表明されておるわけで、このような観点からも、区域外再送信に対して同意を主張されることは理解に苦しむところであります。

弊社では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する「意図しての地域性」を重視する立場から、地上デジタル放送の区域外再送信同意については再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを前提に、

- ① アナログで適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ② 生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③ 業務区域内に受信点を設置できること

の3条件を総合的に判断して同意の基準としています。

ケーブルテレビの受信点については、有線テレビジョン放送法では業務区域内外に関して規定していませんが、ケーブルテレビ事業者が、その所在地域の地上民放テレビ事業者の放送対象地域を越えた地点で放送を受信し、再送信することは、地域免許に基づく経営権を侵すものであり、あくまで、ケーブルテレビ事業者の業務区域内で弊社の地上デジタル放送波を直接受信できることを条件として求めています。

今回、大臣裁定申請を提出したシーティービーメディア㈱に対して、弊社が同意しない理由は、意見書に述べている理由の他に以下の判断によるものであります。

- ① 再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られていないこと
- ② アナログ再送信で、平成6年4月1日から平成19年1月8日までの約12年9ヶ月間にわたり、再送信同意期限切れの状態で違法再送信をおこない、かつ再送信同意の契約更改を放置しており、適法な同意があったとは認められないこと。
- ③ 生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと。

一方、弊社は、少数チャンネル地域への配慮や、生活圏・文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を行なってきており、すでに、大分県日田市のKCVコミュニケーションズ㈱には、再送信先の放送事業者の納得(了解)と3条件を総合的に判断した結果、地上デジタル放送の区域外再送信に対して同意をいたしております。

このように、現在、同意されているアナログ放送の再送信については、デジタル化に伴い自動的に同意が継続されるのではなく、新たなケースとして前述の条件を満たしているかどうかを総合的に判断し、再送信の同意・不同意の経営判断をいたす所存であります。

(6) 再送信先の放送事業者の考え方を確認する理由について

弊社は、区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にいたしております。

緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放

送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせないという考えであります。

また、同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかないからであります。

(7) 区域外放送の視聴利用と地域活性化の関係について

日本ケーブルテレビ連盟から昨年5月に民放連に提出されました要望書の「地上デジタル放送の区域外再送信の考え方」によると区域外放送の視聴利用により、地域経済、文化等の広域的な交流が促進され、地域が活性化される効果が生まれていると記されています。

しかし、地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではないと思います。

大分県内のケーブルテレビ事業者は、自県の経済力に元気がないこと、居住区域の視聴者の生活圏・文化圏の拡大、つまり、活動圏の広域化によって福岡の区域外再送信を地元視聴者が望んでいることを主張しておりますが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念されます。

地域活性化のためにケーブルテレビ事業者が果たす役割は、本来の目的である地域情報を充実し、その区域内における公共的役割を意識して自県の地域経済・文化の発展に寄与することが本来の姿であるべきと考えます。

(8) 区域外再送信地域の視聴者の不利益について

地上放送事業者は、公共上の性質から国民保護法の施行に伴って「指定公共機関」もしくは「指定地方公共機関」とされ、武力攻撃事態など有事の際、国民の生命や財産を保護するための措置(具体的には、「警報およびその解除」等の放送)を行なうことが義務付けられています。また、県との間で「災害時における放送要請に関する協定」を結び、緊急災害情報を提供するものが義務的なものになっております。

こうした視聴者の生命や財産を守るために欠かせない有事の際の情報や災害情報など、公共的な情報の提供は、地上デジタル放送においても、地方自治体などから大きく期待されているものであります。

もし、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすこ

となどが危惧されます。このような観点からも地元放送事業者のチャンネルが本来見られるべきであります。

(9) 区域外チャンネルのCM問題（広告主の意図との齟齬）について

同一系列のチャンネルでも番組は変わらなくても地域によってCMが違うケースがあります。区域外再送信によってその地域で売られていない商品のCMが放送されるということは、広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定されます。

その結果、私ども再送信元の放送事業者は広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることとなります。

このようにCMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申し添えておきます。

(10) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係について

系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではありません。

私どもローカル局は、系列ネットワークの一員として、一つのビジネススキームを大事にすることが、経営として重要な判断であると思っております。

(11) ケーブル再送信と著作権処理について

キ局などのネットワーク番組は、放送の権利処理は全国ネットという処理をしていますが、ローカル番組や購入番組の権利処理は普通、自局エリアの権利処理しかしておりません。

このように、放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されておられません。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではありませんが、弊社の判断を超えるエリアで再送信が行なわれることは、権利処理の問題をより深刻にするものです。

(12) 違法再送信への行政対応のお願いについて

弊社は、再送信同意契約書は自動更新とするのではなく、契約期間を1年と定め、その都度、地上デジタル放送の再送信の実情を確認することにしております。

行政におかれましても、ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握などの行政事務上の改善をお願いするものであります。

3. 本件に関する協議の経過

3-1 協議日程と協議相手

	協議日程	協議相手
①	平成 18 年 10 月 5 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
②	平成 18 年 11 月 20 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
③	平成 18 年 12 月 18 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 佐伯市総務部情報推進課、臼杵市総務部総務課 杵築市総合政策課、豊後大野市企画部情報推進課
④	平成 19 年 1 月 10 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
⑤	平成 19 年 2 月 16 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク(株)
⑥	平成 19 年 3 月 12 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク(株)、佐伯市総務部情報推進課 臼杵市総務部総務課、杵築市総合政策課

3-2 協議内容

①平成 18 年 10 月 5 日

【CTBメディア(株) 他ケーブル事業者3社】

- ・ デジタルでも再送信同意をお願いしたい。地元大分の放送事業者とは話し合いを続けていきたい。

【弊 社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許、「放送の意図としての放送対象地域」であることなど、弊社の考え方を説明。
 - (1) 同一性保持原則
再送信は全ての放送番組に変更を加えず同時再送信すること。「放送事業者の放送の意図として免許上の放送対象地域を原則とする」も含まれている。
 - (2) 意図としての地域性
弊社の放送事業は地域免許に基づく事業であり、放送対象地域に放送する意図を持って放送していること。
 - (3) 区域内再送信の公共的意義と区域外再送信とのサービスの差異
放送対象地域は「あまねく普及」の努力義務という公共的意義があるが、区域外再送信はケーブルテレビ事業者にとって付加価値を得る手段であり、再送信される地域の放送事業者の経営にも大きな影響があること。
 - (4) 区域外再送信のあり方
アナログ放送における区域外再送信同意は過去の様々な経緯があったが、その後その地域のチャンネル数が増えて、かつて同意した時と事情が変わってきている。アナログで見られたからデジタルでも見られるという意見は事情が違う。
 - (5) 再送信先の放送事業者の考え方を確認すること
地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発展の観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせない。弊社は再送信される地域の放送事業者の納得を得ることを条件としている。
 - (6) 再送信地域の活性化との関係
区域外チャンネルの視聴が常態化すると、地元CMの視聴機会が減り地元の媒体力が落ち、また地元番組の視聴が減ることで地元経済力や地域の活性化が衰退していくことが懸念される。
 - (7) 再送信地域の住民の不利益
地上放送事業者は公共性の上で緊急災害情報を提供する義務があるが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、緊急災害時に地元住民は情報を得られず不利益となる。
 - (8) 区域外チャンネルのCM問題(広告主と意図と責任)
広告主が意図として放送する地域限定CMが異なる地域で放送されることになり、広告主及び区域外視聴者に混乱を招き、CMを放送するという責任問題に発展することも想定される。
 - (9) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係
系列ネットワークは民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信により同系列の放送事業者に経営的にマイナスの影響を与える。

(10) ケーブル再送信と著作権処理の問題

ネットワーク番組は放送の権利処理は全国ネットで処理されているが、ローカル番組や購入番組の権利処理は通常、放送対象地域の権利処理しかしていないため、区域外に再送信することで、権利処理の問題が発生し、再送信できなくなる。

②平成 18 年 11 月 20 日

【CTBメディア㈱ 他ケーブル事業者3社】

- ・九州総合通信局から依頼で、期間が切れている施設について申込書を出しているの
 よろしく願いたい。
- ・地元放送事業者とこれまで5回にわたり話し合いを行ない議論を出し尽くしたが、合意に
 至らず、11月2日に第5回で終了した。11月10日に九州総合通信局の放送部長に
 報告し、今後福岡の放送事業者と話し合う旨を報告した。
- ・総務省もD-PAも放送はアナログからデジタルへの移行であって新規サービスでは
 ないと言っている。再送信同意を改めて取る必要はないのではないか。
- ・視聴者に福岡デジタル波が再送信できない説明文書を配布した。福岡の放送事業者も
 認めないという説明文書を出してもらえないか。
- ・パススルーは考えていない。福岡デジタル波はSTB(トラモジ)のみの視聴を考えて
 いる。
- ・著作権処理も前向きに考えていきたい。
- ・再送信申込書を持参した。受け取ってほしい。

【弊 社】

- ・デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。
 そういう意図で番組制作しており、権利処理の問題も出てくる。
- ・大分地域のその他視聴率がかなり高い。BS/CSを考慮しても全日で約5.8%のケーブル
 視聴の実態がある。地元放送事業者には脅威である。
- ・アナログ再送信同意書に「デジタルは別」と明記している。弊社の同意条件はパススル
 ー、リモコンIDは5が原則。OABと同ch、同IDをどうするのか。
- ・自社制作率をアップしていく。大分への番組販売も増えてくる。これまでのビジネスモデ
 ルも変わってくる。
- ・同意できない申込書は受け取れない。

③平成 18 年 12 月 18 日

【CTBメディア㈱ 他ケーブル事業者3社及び4自治体ケーブル】

- ・1日1000件程度問合せあり、このうち福岡デジタル波がなぜ流せないのかという問合せ
 が200~300件。地デジテレビが良く売れている。福岡デジタル波が注目されている。
 大分はG戦中継で放送延長なしで切られる地域。(大分ケーブルテレコム㈱)

- ・ 電気店や加入者から個人でアンテナを上げたいという意見もある。流せる時期の明確な回答ができない。(KCVコミュニケーションズ㈱)
- ・ 福岡デジタル波の問合せ、意識が高くなってきている。(CTBメディア㈱)
- ・ 11月頃から加入者が一気に増えた。地デジの関心が高い。今は県内波も地デジの見えない地域。問合せも多い。(㈱ケーブルテレビ佐伯)

【弊社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。そういう意図で番組を制作している。時代も変わってきて権利処理も大きな問題になってくる。番組販売のビジネスモデルの課題もある。
- ・ 県外波を常時見る習慣になると緊急災害情報等の伝達に支障が出る可能性がある。行政的に問題があるのではないか。

④平成19年1月10日

【CTBメディア㈱ 他ケーブル事業者3社】

- ・ 佐賀のケーブル事業者に同意を出したということで期待している。放送対象地域(県域免許)のため同意しないということではなかったか。
- ・ 視聴者からの問合せも多く、電話回線を増設、土日に対応している。これ以上平行線のままなら、新たな方向性を見出さなければならない。
- ・ 1月16日に大分ケーブル事業者協議会の会合を経て、ケーブル連盟、総務省、九州総合通信局と相談して「大臣裁定申請」の準備に入る。対象は福岡民放全社。

【弊社】

- ・ 佐賀は意図としての放送対象地域である。直接受信のエリアが広く、ニュース取材や佐賀の話題を取上げることも多い。また民放1局地域である。
- ・ 民一民の協議を始めてまだ3ヶ月。今後も協議を続けたい。

⑤平成19年2月16日

【CTBメディア㈱ 他ケーブル事業者4社】

現状と今後の予定について

- ・ 当初2月20日に大臣裁定申請を行なう予定だったが、民放連とケーブル連盟との交渉が始まるので一定期間待つことにした。
- ・ 民放連とケーブル連盟の交渉は、2月17日から3月5日までと聞いている。3月7日にケーブルテレビ連盟の区域外再送信特別委員会で交渉結果について説明がある。3月8日にケーブルテレビ連盟の全国大会が開催され、大分のケーブル事業者が大臣裁定申請に至った経緯を説明する。
- ・ 大分ケーブル事業者としては3月9日か12日に申請し正式受理の予定である。すでに大分ケーブルテレコム㈱の申請書類は九総通に見せてチェックをお願いしている。

- ・ 3月以降、大分以外の地域でも大臣裁定申請が出される。今年に入って動きが急になっている。長野(松本)も3月28日に申請する。
- ・ 2月6日に大分県(IT推進室)に説明。県からは「新聞などの報道もあり、あまり長引かせると地元民放が「悪者」になる。そうならないためにも大臣裁定申請を急ぐべき」という意見をもらった。
- ・ 総務省からは「福岡局と4~5回は交渉して欲しい。大臣裁定申請を行うことを通知してほしい」とアドバイスを受け、これまで福岡の放送事業者への訪問を続けてきた。

⑥平成19年3月12日

【CTBメディア㈱ 他ケーブル事業者4社及び3自治体ケーブル事業者】

- ・ 大分県から『KCVコミュニケーションズ㈱と日田市』、『4自治体(佐伯市、杵築市、臼杵市、豊後大野市)』、『民間4事業者(大分ケーブルテレコム㈱など)』の3つのグループに分けて検討してはと積極的な介入があった。
- ・ 大臣裁定申請は3月23日午後1時半に九州総合通信局に4社(大分ケーブルテレコム㈱、大分ケーブルネットワーク㈱、CTBメディア㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯)が申請予定。
- ・ 日田のKCVコミュニケーションズ㈱と4自治体は3月23日には申請せず。
KCVコミュニケーションズ㈱は大分の放送事業者が福岡波デジタルの再送信を了承したため。
- ・ 4自治体は3月2日に大分県の仲介のもと大分の放送事業者3社と個別に話し合いを行った。過疎対策、企業誘致、難視解消等自治体の考えを理解してもらえたと思う。
3月16日に再度大分の放送事業者3社と協議予定。なぜ福岡波が必要か論点整理して協議したい。話しが纏まらなければ、今後「大臣裁定申請」の可能性もある。

(23日の申請は時間的にも無理との認識)

4. その他参考となる事項

(1)福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への経営への影響について

大分地区民放3社のシミュレーションでは、区域外再送信やBS・CSの「その他」視聴率が全日の年度平均で9.1%となり、福岡波の区域外再送信の視聴実態を少なく見積もっても「その他」視聴率の50%と推測した場合、大分地区民放3社の年間推定の逸失売上高は、
 となり、1社あたり から の電波料収入が減収となる結果が出ております。

昨年度の視聴率調査における「その他」視聴率(全日)は、平均9.1%と高い数値を示しており、現実として、その大半はケーブルテレビ経由で福岡波(アナログ)を視聴しているものと推察されます。

また、テレビ媒体への地区投下に関しては年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として、「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。このような状況下において、地上デジタル放送の福岡波区域外再送信について同意する旨の大臣裁定が下された場合、経営に与える影響は非常に甚大であると思われまます。

【視聴率状況】

局名	年度平均(全日)
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:

推定在福視聴率 4.5%

大分地区「その他」視聴率(%)推移				
		全日	G	P
1997年度	平成9年度	3.7	5.8	5.7
1998年度	平成10年度	4.1	6.9	6.8
1999年度	平成11年度	4.5	7.6	7.4
2000年度	平成12年度	5.8	9.1	8.8
2001年度	平成13年度	6.2	9.8	9.5
2002年度	平成14年度	6.3	10.0	9.8
2003年度	平成15年度	6.4	10.2	10.1
2004年度	平成16年度	6.5	10.2	10.3
2005年度	平成17年度	7.5	11.6	11.5
2006年度	平成18年度	9.1	13.2	13.1

(2)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社のアナログ再送信同意に関する状況

ケーブル事業者名	最終同意処理	最終同意期限	更新切の有無	再申込日	再同意日	再同意開始日	違法再送信の期間
大分ケーブルテレコム㈱	H03.03.15	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
CTBメディア㈱	H02.02.28	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
㈱ケーブルテレビ佐伯	H14.09.30	H18.03.31	更新切れ	H18.11.21	H19.01.09	H19.01.09	H18.04.01～ H19.01.08 (約9ヶ月)
大分ケーブルネットワーク㈱	H18.03.14	H19.03.31	更新済み				なし

(3)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社の福岡波の受信点

- ・ 受信空中線の位置： 大分県別府市大字鶴見字鶴見山 4553 番地(鶴見岳)
- ・ 利用しているケーブル事業者
 - ① 大分ケーブルテレコム株式会社(大分県大分市)
 - ② シーティービーメディア株式会社(大分県別府市)
 - ③ 株式会社ケーブル佐伯(大分県佐伯市)
 - ④ 大分ケーブルネットワーク株式会社(大分県大分市)

以上



307

平成19年4月26日

総務大臣
菅 義 偉 殿

郵便番号 〒81 [Redacted]
 住 所 福岡 [Redacted] 2丁目2番8号
 氏 名 株式会社 [Redacted] 代表 原 章
 電話番号 092-532-1111代表

総務大臣の裁定に関する意見書

株式会社ケーブルテレビ佐伯から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題が再燃し、地域ごとに歴史的な経緯や地上波の数やメディア状況など、様々な問題が数多く存在し、地域の実情に応じたきめ細かい対応を求められているのはご承知のとおりであります。

さらに、地上デジタル放送の円滑な普及と、これに伴う2011年のアナログ放送終了の観点から、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信問題は、地上放送事業者とケーブルテレビ事業者との共通の重要課題であり、課題実現には両者の協力関係は不可欠なものであると認識しております。

今回の大分県ケーブルテレビ事業者との一連の協議では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する意図しての地域性を持って放送をしていることや、有線テレビジョン放送法の当時の立法主旨と現状が乖離していること、再送信という行為について有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在することの不整合等について理解を求めて協議を重ねてまいりました。しかし、協議は調わず、「大臣の裁定」申請が行なわれる結果となり、まことに遺憾に思っております。

弊社は、これらの諸課題を解決してケーブルテレビ事業者との新たな関係を構築することが、地上デジタル放送の円滑な普及の観点からも必要であると考えております。

今回の意見は、このような状況認識を踏まえたものであり、地域免許制度に則した行政判断を期待するものであります。

1. 社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称	<small>かぶしきがいしや ふくおかほうそう</small> 株式会社 福岡放送
代表者の氏名	<small>だいいょうとりしまりやくしやちやう はら あきら</small> 代表取締役社長 原 章
住 所	福岡市中央区清川2丁目22番8号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

(1) 地域免許制度への理解と「意図しての地域性」の尊重について

2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申で、補完的伝送手段としてIPマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いで、「再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的条件として再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる」とし、放送事業者に対して「意図しての地域性」を認めています。

弊社は、地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、前述のように第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたいと考えております。

さらに、デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度が形骸化することのないように同制度との整合性に加え、著作権・放送権の保護の観点から区域内が原則であり、再送信の区域内あるいは区域外の別は「放送対象地域」で判断すべきと考えます。

(2) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法に基づく再送信許諾について

デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条（公衆送信権等）および第99条（有線放送権）で規定されている放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要であります。

有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要であると考えます。

また、ケーブルテレビ再送信関連の国会質疑(第166回国会(2007.3.8)・参議院「予算委員会」)で、民主党の白眞勲議員から「ケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合は著作権法違反となるのか」との質問に対し、文部科学大臣は、「著作権法の99条というのがあり、ここには『放送事業者は、その放送を受信してこれを有線放送す

る権利を専有する』とある。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を侵すということは、明らかに法律違反である」と答弁されております。

(3) 大臣裁定制度の廃止を含む見直しについて

ご承知のとおり、昭和61年(1986年)に有線テレビジョン放送法を改正し、「あっせん」制度に代えて「大臣裁定」制度が導入されました。

当時は、少数チャンネル地域が多く、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興策として導入されたものと考えられます。

しかし、その後、多くの地上民放テレビ新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は、飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げております。

平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2,050万世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達しております。

さらに、デジタル・IP時代を迎え、デジタル放送・IP電話・インターネットといった“トリプルプレー”を提供する大規模なケーブルテレビ事業者も登場し、今日のケーブルテレビ事業の実態は大きく変容し、さらなる発展が予想されております。

こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考えます。

昭和61年改正の有線テレビジョン放送法では、再送信同意が調わない場合に、ケーブルテレビ事業者が有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づいて大臣裁定の申請を提出した場合に、大臣は、放送事業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が基本的な条件(昭和61年4月衆議院逡信委員会・政府委員答弁の5条件)を満たしていれば同意の裁定を下すことになっております。

現在でも、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”が、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっておりますが、前述のようにケーブルテレビ事業の実態が大きく変容してケーブル産業として飛躍的に発展を遂げているなかで、この“5条件”というものは最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であり、当時の立法主旨と現状はあまりにも乖離しております。

再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情をご理解いただき、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

(4) 区域外再送信によるチャンネル格差是正の考え方について

弊社は、放送の意図として放送対象地域にて放送でサービスを行っており、その放送対象地域(いわゆる区域内)では、放送法の放送普及基本計画に規定されている“あまねく普及”という努力義務があります。その義務が行き届かない場合に、ケーブルによる区域内再送信によって難視聴解消を図っており、“あまねく”の観点からケーブルテレビは公共性が高く、その意味では地上放送事業と同じ立場に立ち得るものであると思います。

また、区域内再送信は“あまねく普及”に対する公共性の高いサービスであるからこそ、著作権処理においても一定程度の権利制限が有線放送の再送信には認められてきたものであります。

一方、区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係であります。少数チャンネル地域において、区域外再送信で4チャンネル見られるようになった場合、区域外再送信がチャンネル格差是正に役立ち、公共性が高いという意見がありますが、チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問であります。

チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当て、格差是正を解消するのが本筋であると思います。

(5) 区域外再送信同意の判断基準について

区域外再送信は、本来、区域内でケーブルテレビ事業者が担ってきた公共的なサービスとは性質が違うことから、アナログでも見られたからデジタルでも見られるという意見は、いささか事情が違ってきていると思います。そもそも、公共性の観点から制度上の区域内におけるサービスと区域外におけるサービスは“あまねく”の関連性で違っております。

昨年の「文化庁審議会著作権分科会法制問題小委員会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書(案)」に対する意見募集に対して、日本ケーブルテレビ連盟は、「有線放送事業者に課せられている“同時性・同一性・地域限定”などの再送信要件及び難視聴解消等の公共的責務がIPマルチキャスト事業者にも課せられることが担保されない場合、有線放送事業者と同様の取り扱いにすべきではない」と意見を述べられております。

このことは、取りも直さず、ケーブルテレビ事業者が“同時性・同一性・地域限定”と難視聴解消等の公共的責務があることを認識し表明されておるわけで、このような観点からも、区域外再送信に対して同意を主張されることは理解に苦しむところであります。

弊社では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する「意図しての地域性」を重視する立場から、地上デジタル放送の区域外再送信同意については再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを前提に、

- ① アナログで適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ② 生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③ 業務区域内に受信点を設置できること

の3条件を総合的に判断して同意の基準としています。

ケーブルテレビの受信点については、有線テレビジョン放送法では業務区域内外に関して規定していませんが、ケーブルテレビ事業者が、その所在地域の地上民放テレビ事業者の放送対象地域を越えた地点で放送を受信し、再送信することは、地域免許に基づく経営権を侵すものであり、あくまで、ケーブルテレビ事業者の業務区域内で弊社の地上デジタル放送波を直接受信できることを条件として求めています。

今回、大臣裁定申請を提出した㈱ケーブルテレビ佐伯に対して、弊社が同意しない理由は、意見書に述べている理由の他に以下の判断によるものであります。

- ① 再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られていないこと
- ② アナログ再送信で、平成18年4月1日から平成19年1月8日までの約9ヶ月間にわたり、再送信同意期限切れの状態では違法再送信をおこない、かつ再送信同意の契約更改を放置しており、適法な同意があったとは認められないこと。
- ③ 生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと。
- ④ 受信点は、大分県別府市大字鶴見字鶴見山4553番地の鶴見岳であり、業務区域内に受信点を設置していないこと。

一方、弊社は、少数チャンネル地域への配慮や、生活圏・文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を行なってきたり、すでに、大分県日田市のKCVコミュニケーションズ㈱には、再送信先の放送事業者の納得(了解)と3条件を総合的に判断した結果、地上デジタル放送の区域外再送信に対して同意をいたしております。

このように、現在、同意されているアナログ放送の再送信については、デジタル化に伴い自動的に同意が継続されるのではなく、新たなケースとして前述の条件を満たしているかどうかを総合的に判断し、再送信の同意・不同意の経営判断をいたす所存であります。

(6) 再送信先の放送事業者の考え方を確認する理由について

弊社は、区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にいたしております。

緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者配慮し、その考え方を確認することは欠かせないという考えであります。

また、同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかないからであります。

(7) 区域外放送の視聴利用と地域活性化の関係について

日本ケーブルテレビ連盟から昨年5月に民放連に提出されました要望書の「地上デジタル放送の区域外再送信の考え方」によると区域外放送の視聴利用により、地域経済、文化等の広域的な交流が促進され、地域が活性化される効果が生まれていると記されています。

しかし、地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではないと思います。

大分県内のケーブルテレビ事業者は、自県の経済力に元気がないこと、居住区域の視聴者の生活圏・文化圏の拡大、つまり、活動圏の広域化によって福岡の区域外再送信を地元視聴者が望んでいることを主張しておりますが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念されます。

地域活性化のためにケーブルテレビ事業者が果たす役割は、本来の目的である地域情報を充実し、その区域内における公共的役割を意識して自県の地域経済・文化の発展に寄与することが本来の姿であるべきと考えます。

(8) 区域外再送信地域の視聴者の不利益について

地上放送事業者は、公共上の性質から国民保護法の施行に伴って「指定公共機関」もしくは「指定地方公共機関」とされ、武力攻撃事態など有事の際、国民の生命や財産を保護するための措置(具体的には、「警報およびその解除」等の放送)を行なうことが義務付けられています。また、県との間で「災害時における放送要請に関する協定」を結び、緊急災害情報を提供するものが義務的なものになっております。

こうした視聴者の生命や財産を守るために欠かせない有事の際の情報や災害情報など、公共的な情報の提供は、地上デジタル放送においても、地方自治体などから大きく期待されているものであります。

もし、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすことなどが危惧されます。このような観点からも地元放送事業者のチャンネルが本来見られるべきであります。

(9) 区域外チャンネルのCM問題（広告主の意図との齟齬）について

同一系列のチャンネルでも番組は変わらなくても地域によってCMが違うケースがあります。区域外再送信によってその地域で売られていない商品のCMが放送されるということは、広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定されます。

その結果、私ども再送信元の放送事業者は広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることとなります。

このようにCMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申し添えておきます。

(10) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係について

系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではありません。

私どもローカル局は、系列ネットワークの一員として、一つのビジネススキームを大事にすることが、経営として重要な判断であると思っております。

(11) ケーブル再送信と著作権処理について

キイ局などのネットワーク番組は、放送の権利処理は全国ネットという処理をしていますが、ローカル番組や購入番組の権利処理は普通、自局エリアの権利処理しかしておりません。

このように、放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されておられません。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではありませんが、弊社の判断を超えるエリアで再送信が行なわれることは、権利処理の問題をより深刻にするものです。

(12) 違法再送信への行政対応のお願いについて

弊社は、再送信同意契約書は自動更新とするのではなく、契約期間を1年と定め、その都度、地上デジタル放送の再送信の実情を確認することにしております。

行政におかれましても、ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握などの行政事務上の改善をお願いするものであります。

3. 本件に関する協議の経過

3-1 協議日程と協議相手

	協議日程	協議相手
①	平成 18 年 10 月 5 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
②	平成 18 年 11 月 20 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
③	平成 18 年 12 月 18 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 佐伯市総務部情報推進課、臼杵市総務部総務課 杵築市総合政策課、豊後大野市企画部情報推進課
④	平成 19 年 1 月 10 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯
⑤	平成 19 年 2 月 16 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク(株)
⑥	平成 19 年 3 月 12 日	大分ケーブルテレコム(株)、CTBメディア(株) KCVコミュニケーションズ(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク(株)、佐伯市総務部情報推進課 臼杵市総務部総務課、杵築市総合政策課

3-2 協議内容

①平成 18 年 10 月 5 日

【(株)ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者3社】

- ・ デジタルでも再送信同意をお願いしたい。地元大分の放送事業者とは話し合いを続けていきたい。

【弊 社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許、「放送の意図としての放送対象地域」であることなど、弊社の考え方を説明。

(1) 同一性保持原則

再送信は全ての放送番組に変更を加えず同時再送信すること。「放送事業者の放送の意図として免許上の放送対象地域を原則とする」も含まれている。

(2) 意図としての地域性

弊社の放送事業は地域免許に基づく事業であり、放送対象地域に放送する意図を持って放送していること。

(3) 区域内再送信の公共的意義と区域外再送信とのサービスの差異

放送対象地域は「あまねく普及」の努力義務という公共的意義があるが、区域外再送信はケーブルテレビ事業者にとって付加価値を得る手段であり、再送信される地域の放送事業者の経営にも大きな影響があること。

(4) 区域外再送信のあり方

アナログ放送における区域外再送信同意は過去の様々な経緯があったが、その後その地域のチャンネル数が増えて、かつて同意した時と事情が変わってきている。アナログで見られたからデジタルでも見られるという意見は事情が違う。

(5) 再送信先の放送事業者の考え方を確認すること

地域免許制度に基づく地上放送全体の健全な発展の観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせない。弊社は再送信される地域の放送事業者の納得を得ることを条件としている。

(6) 再送信地域の活性化との関係

区域外チャンネルの視聴が常態化すると、地元CMの視聴機会が減り地元の媒体力が落ち、また地元番組の視聴が減ることで地元経済力や地域の活性化が衰退していくことが懸念される。

(7) 再送信地域の住民の不利益

地上放送事業者は公共性の上で緊急災害情報を提供する義務があるが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、緊急災害時に地元住民は情報を得られず不利益となる。

(8) 区域外チャンネルのCM問題(広告主と意図と責任)

広告主が意図として放送する地域限定CMが異なる地域で放送されることになり、広告主及び区域外視聴者に混乱を招き、CMを放送するという責任問題に発展することも想定される。

(9) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係

系列ネットワークは民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信により、同系列の放送事業者に経営的にマイナスの影響を与える。

(10) ケーブル再送信と著作権処理の問題

ネットワーク番組は放送の権利処理は全国ネットで処理されているが、ローカル番組や購入番組の権利処理は通常、放送対象地域の権利処理しかしていないため、区域外に再送信することで、権利処理の問題が発生し、再送信できなくなる。

②平成 18 年 11 月 20 日

【㈱ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者3社】

- ・九州総合通信局から依頼で、期間が切れている施設について申込書を出しているの
よろしく願いたい。
- ・地元放送事業者とこれまで5回にわたり話し合いを行ない議論を出し尽くしたが、合意に
至らず、11月2日に第5回で終了した。11月10日に九州総合通信局の放送部長に
報告し、今後福岡の放送事業者と話し合う旨を報告した。
- ・総務省もD-PAも放送はアナログからデジタルへの移行であって新規サービスではない
と言っている。再送信同意を改めて取る必要はないのではないか。
- ・視聴者に福岡デジタル波が再送信できない説明文書を配布した。福岡の放送事業者も
認めないという説明文書を出してもらえないか。
- ・パススルーは考えていない。福岡デジタル波はSTB(トラモジ)のみの視聴を考えて
いる。
- ・著作権処理も前向きに考えていきたい。
- ・再送信申込書を持参した。受け取ってほしい。

【弊 社】

- ・デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。
そういう意図で番組制作しており、権利処理の問題も出てくる。
- ・大分地域のその他視聴率がかなり高い。BS/CSを考慮しても全日で約5.8%のケーブル
視聴の実態がある。地元放送事業者には脅威である。
- ・アナログ再送信同意書に「デジタルは別」と明記している。弊社の同意条件はパススル
ー、リモコンIDは5が原則。OABと同ch、同IDをどうするのか。
- ・自社制作率をアップしていく。大分への番組販売も増えてくる。これまでのビジネスモデ
ルも変わってくる。
- ・同意できない申込書は受け取れない。

③平成 18 年 12 月 18 日

【㈱ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者3社及び4自治体ケーブル】

- ・1日1000件程度問合せあり、このうち福岡デジタル波がなぜ流せないのかという問合せ
が200~300件。地デジテレビが良く売れている。福岡デジタル波が注目されている。
大分はG戦中継で放送延長なしで切られる地域。(大分ケーブルテレコム㈱)

- ・電気店や加入者から個人でアンテナを上げたいという意見もある。流せる時期の明確な回答ができない。(KCVコミュニケーションズ株)
- ・福岡デジタル波の問合せ、意識が高くなってきている。(CTBメディア株)
- ・11月頃から加入者が一気に増えた。地デジの関心が高い。今は県内波も地デジの見えない地域。問合せも多い。(株)ケーブルテレビ佐伯)

【弊社】

- ・デジタルとアナログは別、地域免許「放送の意図としての放送対象地域」である。そういう意図で番組を制作している。時代も変わってきて権利処理も大きな問題になってくる。番組販売のビジネスモデルの課題もある。
- ・県外波を常時見る習慣になると緊急災害情報等の伝達に支障が出る可能性がある。行政的に問題があるのではないか。

④平成19年1月10日

【株)ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者3社】

- ・佐賀のケーブル事業者に同意を出したということで期待している。放送対象地域(県域免許)のため同意しないということではなかったか。
- ・視聴者からの問合せも多く、電話回線を増設、土日も対応している。これ以上平行線のままなら、新たな方向性を見出さなければならない。
- ・1月16日に大分ケーブル事業者協議会の会合を経て、ケーブル連盟、総務省、九州総合通信局と相談して「大臣裁定申請」の準備に入る。対象は福岡民放全社。

【弊社】

- ・佐賀は意図としての放送対象地域である。直接受信のエリアが広く、ニュース取材や佐賀の話題を取上げることも多い。また民放1局地域である。
- ・民一民の協議を始めてまだ3ヶ月。今後も協議を続けたい。

⑤平成19年2月16日

【株)ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者4社】

現状と今後の予定について

- ・当初2月20日に大臣裁定申請を行なう予定だったが、民放連とケーブル連盟との交渉が始まるので一定期間待つことにした。
- ・民放連とケーブル連盟の交渉は、2月17日から3月5日までと聞いている。3月7日にケーブルテレビ連盟の区域外再送信特別委員会で交渉結果について説明がある。3月8日にケーブルテレビ連盟の全国大会が開催され、大分のケーブル事業者が大臣裁定申請に至った経緯を説明する。
- ・大分ケーブル事業者としては3月9日か12日に申請し正式受理の予定である。すでに大分ケーブルテレコム株)の申請書類は九総通に見せてチェックをお願いしている。

- ・ 3月以降、大分以外の地域でも大臣裁定申請が出される。今年に入って動きが急になっている。長野(松本)も3月28日に申請する。
- ・ 2月6日に大分県(IT推進室)に説明。県からは「新聞などの報道もあり、あまり長引かせると地元民放が「悪者」になる。そうならないためにも大臣裁定申請を急ぐべき」という意見をもらった。
- ・ 総務省からは「福岡局と4~5回は交渉して欲しい。大臣裁定申請を行うことを通知してほしい」とアドバイスを受け、これまで福岡の放送事業者への訪問を続けてきた。

⑥平成19年3月12日

【(株)ケーブルテレビ佐伯 他ケーブル事業者4社及び3自治体ケーブル事業者】

- ・ 大分県から『KCVコミュニケーションズ(株)と日田市』、『4自治体(佐伯市、杵築市、臼杵市、豊後大野市)』、『民間4事業者(大分ケーブルテレコム(株)など)』の3つのグループに分けて検討してはと積極的な介入があった。
- ・ 大臣裁定申請は3月23日午後1時半に九州総合通信局に4社(大分ケーブルテレコム(株)、大分ケーブルネットワーク(株)、CTBメディア(株)、(株)ケーブルテレビ佐伯)が申請予定。
- ・ 日田のKCVコミュニケーションズ(株)と4自治体は3月23日には申請せず。KCVコミュニケーションズ(株)は大分の放送事業者が福岡波デジタルの再送信を了承したため。
- ・ 4自治体は3月2日に大分県の仲介のもと大分の放送事業者3社と個別に話し合いを行った。過疎対策、企業誘致、難視解消等自治体の考えを理解してもらえたと思う。3月16日に再度大分の放送事業者3社と協議予定。なぜ福岡波が必要か論点整理して協議したい。話しが纏まらなければ、今後「大臣裁定申請」の可能性もある。

(23日の申請は時間的にも無理との認識)

4. その他参考となる事項

(1)福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への経営への影響について

大分地区民放3社のシミュレーションでは、区域外再送信やBS・CSの「その他」視聴率が全日の年度平均で9.1%となり、福岡波の区域外再送信の視聴実態を少なく見積もっても「その他」視聴率の50%と推測した場合、大分地区民放3社の年間推定の逸失売上高は、XXXXXXXXXXとなり、1社あたりXXXXXXXXXXからXXXXXXXXXXの電波料収入が減収となる結果が出ております。

昨年度の視聴率調査における「その他」視聴率(全日)は、平均9.1%と高い数値を示しており、現実として、その大半はケーブルテレビ経由で福岡波(アナログ)を視聴しているものと推察されます。

また、テレビ媒体への地区投下に関しては年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として、「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。このような状況下にあつて、地上デジタル放送の福岡波区域外再送信について同意する旨の大臣裁定が下された場合、経営に与える影響は非常に甚大であると思われます。

【視聴率状況】

局名	年度平均(全日)
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:

推定在福視聴率 4.5%

大分地区「その他」視聴率(%)推移				
		全日	G	P
1997年度	平成9年度	3.7	5.8	5.7
1998年度	平成10年度	4.1	6.9	6.8
1999年度	平成11年度	4.5	7.6	7.4
2000年度	平成12年度	5.8	9.1	8.8
2001年度	平成13年度	6.2	9.8	9.5
2002年度	平成14年度	6.3	10.0	9.8
2003年度	平成15年度	6.4	10.2	10.1
2004年度	平成16年度	6.5	10.2	10.3
2005年度	平成17年度	7.5	11.6	11.5
2006年度	平成18年度	9.1	13.2	13.1

(2)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社のアナログ再送信同意に関する情報

ケーブル事業者名	最終同意処理	最終同意期限	更新切の有無	再申込日	再同意日	再同意開始日	違法再送信の期間
大分ケーブルテレコム(株)	H03.03.15	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01~ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
CTBメディア(株)	H02.02.28	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01~ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
(株)ケーブルテレビ佐伯	H14.09.30	H18.03.31	更新切れ	H18.11.21	H19.01.09	H19.01.09	H18.04.01~ H19.01.08 (約9ヶ月)
大分ケーブルネットワーク(株)	H18.03.14	H19.03.31	更新済み				なし

(3)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社の福岡波の受信点

- ・ 受信空中線の位置： 大分県別府市大字鶴見字鶴見山 4553 番地(鶴見岳)
- ・ 利用しているケーブル事業者
 - ① 大分ケーブルテレコム株式会社(大分県大分市)
 - ② シーティービーメディア株式会社(大分県別府市)
 - ③ 株式会社ケーブル佐伯(大分県佐伯市)
 - ④ 大分ケーブルネットワーク株式会社(大分県大分市)

以上

写

308

平成19年4月26日

総務大臣
菅 義 偉 殿

郵便番号 〒81 [REDACTED]
住 所 福岡 [REDACTED] 2丁目22番8号
氏 名 株式会社 [REDACTED]
代表 [REDACTED] 原 章 [REDACTED]
電話番号 092-532-1111代表

総務大臣の裁定に関する意見書

大分ケーブルネットワーク株式会社から平成19年3月23日付で有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第13条第3項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第4項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

はじめに

地上デジタル放送の開始を契機に、ケーブルテレビの区域外再送信問題が再燃し、地域ごとに歴史的な経緯や地上波の数やメディア状況など、様々な問題が数多く存在し、地域の実情に応じたきめ細かい対応を求められているのはご承知のとおりであります。

さらに、地上デジタル放送の円滑な普及と、これに伴う2011年のアナログ放送終了の観点から、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信問題は、地上放送事業者とケーブルテレビ事業者との共通の重要課題であり、課題実現には両者の協力関係は不可欠なものであると認識しております。

今回の大分県ケーブルテレビ事業者との一連の協議では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する意図しての地域性を持って放送をしていることや、有線テレビジョン放送法の当時の立法主旨と現状が乖離していること、再送信という行為について有線テレビジョン放送法の同意と著作権法に基づく許諾という二つの基準が存在することの不整合等について理解を求めて協議を重ねてまいりました。しかし、協議は調わず、「大臣の裁定」申請が行なわれる結果となり、まことに遺憾に思っております。

弊社は、これらの諸課題を解決してケーブルテレビ事業者との新たな関係を構築することが、地上デジタル放送の円滑な普及の観点からも必要であると考えております。

今回の意見は、このような状況認識を踏まえたものであり、地域免許制度に則した行政判断を期待するものであります。

1. 社の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称 かぶしきがいしゃ ふくおかほうそう
株式会社 福岡放送
代表者の氏名 だいひょうとりしまりやくしゃちょう はら あきら
代表取締役社長 原 章
住所 福岡市中央区清川2丁目22番8号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項 本文の同意をしない理由

(1) 地域免許制度への理解と「意図しての地域性」の尊重について

2006年8月の情報通信審議会第3次中間答申で、補完的伝送手段としてIPマルチキャスト再送信の地域性の取り扱いで、「再送信をどの地域で認めるかについては、基本的には放送事業者が判断すべき事項である。したがって、放送事業者の判断を担保するため、再送信同意を行う技術的条件として再送信に係るシステムに関し、再送信が行われるエリアを制御する機能を求めることは、一定の合理性が認められると考えられる」とし、放送事業者に対して「意図しての地域性」を認めています。

弊社は、地域免許制度に基づいて、その県の放送対象地域に放送する意図を持って放送しており、前述のように第3次中間答申では、IP再送信については地域限定に対して一定の合理性が認められた訳で、IP再送信と同様にケーブルテレビ区域外再送信についても「放送の意図としての地域性」を尊重していただきたいと思います。

さらに、デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度が形骸化することのないように同制度との整合性に加え、著作権・放送権の保護の観点から区域内が原則であり、再送信の区域内あるいは区域外の別は「放送対象地域」で判断すべきと考えます。

(2) 有線テレビジョン放送法の再送信同意と著作権法に基づく再送信許諾について

デジタル・IP時代の地上デジタル放送の再送信は、地域免許制度との整合性に加え、ケーブルテレビ事業者は、テレビ放送の再送信を行うにあたり、著作権法第23条(公衆送信権等)および第99条(有線放送権)で規定されている放送事業者の著作権、著作隣接権の許諾が必要であります。

有線テレビジョン放送法の再送信同意と、著作権法に基づく放送局の再送信許諾とは別物であり、この二つの基準の整合性に関する検討が必要であると考えます。

また、ケーブルテレビ再送信関連の国会質疑(第166回国会(2007.3.8)・参議院「予算委員会」)で、民主党の白眞勲議員から「ケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合は著作権法違反となるのか」との質問に対し、文部科学大臣は、「著作権法の99条というのがあり、ここには『放送事業者は、その放送を受信してこれを有線放送す

る権利を専有する』とある。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を侵すということは、明らかに法律違反である」と答弁されております。

(3) 大臣裁定制度の廃止を含む見直しについて

ご承知のとおり、昭和61年(1986年)に有線テレビジョン放送法を改正し、「あっせん」制度に代えて「大臣裁定」制度が導入されました。

当時は、少数チャンネル地域が多く、ケーブルテレビ事業者の大半が小規模で普及も順調でなかったため、ケーブルテレビ産業の振興策として導入されたものと考えられます。

しかし、その後、多くの地上民放テレビ新局の開局があり、一方でケーブルテレビ産業は、飛躍的な発展を遂げるなど、再送信をめぐる環境は大きな変化を遂げております。

平成18年度の自主放送を行う許可施設の加入世帯数は、2,050万世帯(世帯普及率40.1%)となり、自主放送を行う許可施設のうちケーブルテレビを主たる事業とする営利法人311社の営業収益は平成17年度時点で3,850億円に達しております。

さらに、デジタル・IP時代を迎え、デジタル放送・IP電話・インターネットといった“トリプルプレー”を提供する大規模なケーブルテレビ事業者も登場し、今日のケーブルテレビ事業の実態は大きく変容し、さらなる発展が予想されております。

こうしたケーブルテレビの実態を踏まえ、地上デジタル放送の区域外再送信の同意あるいは不同意については、あらためて慎重に判断すべきと考えます。

昭和61年改正の有線テレビジョン放送法では、再送信同意が調わない場合に、ケーブルテレビ事業者が有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づいて大臣裁定の申請を提出した場合に、大臣は、放送事業者に正当な理由がなく、ケーブルテレビ事業者が基本的な条件(昭和61年4月衆議院通信委員会・政府委員答弁の5条件)を満たしていれば同意の裁定を下すことになっております。

現在でも、昭和61年当時の委員会答弁にある“5条件”が、有線テレビジョン放送法の再送信にかかる大臣裁定の判断基準となっておりますが、前述のようにケーブルテレビ事業の実態が大きく変容してケーブル産業として飛躍的に発展を遂げているなかで、この“5条件”というものは最低限ケーブルテレビ事業者が遵守すべき事項であり、当時の立法主旨と現状はあまりにも乖離しております。

再送信に関する大臣裁定制度は、地上民放テレビ事業の地域免許制度および著作権のあり方の観点からも大きな問題があり、これらの実情をご理解いただき、大臣裁定制度の廃止を含む見直しを行政に要望するものであります。

(4) 区域外再送信によるチャンネル格差是正の考え方について

弊社は、放送の意図として放送対象地域にて放送でサービスを行っており、その放送対象地域(いわゆる区域内)では、放送法の放送普及基本計画に規定されている“あまねく普及”という努力義務があります。その義務が行き届かない場合に、ケーブルによる区域内再送信によって難視聴解消を図っており、“あまねく”の観点からケーブルテレビは公共性が高く、その意味では地上放送事業と同じ立場に立ち得るものであると思います。

また、区域内再送信は“あまねく普及”に対する公共性の高いサービスであるからこそ、著作権処理においても一定程度の権利制限が有線放送の再送信には認められてきたものであります。

一方、区域外再送信におきましては、その放送事業者の公共性とは無関係であります。

少数チャンネル地域において、区域外再送信で4チャンネル見られるようになった場合、区域外再送信がチャンネル格差是正に役立ち、公共性が高いという意見がありますが、チャンネル格差是正をケーブル区域外再送信に委ねることは、当該地域においてケーブルテレビ施設がない地域や、施設があってもケーブル非加入世帯との不公平を生む結果となり、地域全体の格差是正の解消に役立つかどうかは非常に疑問であります。

チャンネル格差は国の放送普及基本計画に基づくものであり、本来は、国としてチャンネルを割り当て、格差是正を解消するのが本筋であると思います。

(5) 区域外再送信同意の判断基準について

区域外再送信は、本来、区域内でケーブルテレビ事業者が担ってきた公共的なサービスとは性質が違ふことから、アナログでも見られたからデジタルでも見られるという意見は、いささか事情が違ってきていると思います。そもそも、公共性の観点から制度上の区域内におけるサービスと区域外におけるサービスは“あまねく”の関連性で違っております。

昨年「文化庁審議会著作権分科会法制問題小委員会(IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係)報告書(案)」に対する意見募集に対して、日本ケーブルテレビ連盟は、「有線放送事業者に課せられている“同時性・同一性・地域限定”などの再送信要件及び難視聴解消等の公共的責務がIPマルチキャスト事業者にも課せられることが担保されない場合、有線放送事業者と同様の取り扱いにすべきではない」と意見を述べられております。

このことは、取りも直さず、ケーブルテレビ事業者が“同時性・同一性・地域限定”と難視聴解消等の公共的責務があることを認識し表明されておるわけで、このような観点からも、区域外再送信に対して同意を主張されることは理解に苦しむところであります。

弊社では、放送事業は地域免許制度に基づいて放送対象地域に放送する「意図しての地域性」を重視する立場から、地上デジタル放送の区域外再送信同意については再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを前提に、

- ① アナログで適法な同意があり、視聴習慣が定着していること
- ② 生活圏・文化圏としての一体性が認められること
- ③ 業務区域内に受信点を設置できること

の3条件を総合的に判断して同意の基準としています。

ケーブルテレビの受信点については、有線テレビジョン放送法では業務区域内外に関して規定していませんが、ケーブルテレビ事業者が、その所在地域の地上民放テレビ事業者の放送対象地域を越えた地点で放送を受信し、再送信することは、地域免許に基づく経営権を侵すものであり、あくまで、ケーブルテレビ事業者の業務区域内で弊社の地上デジタル放送波を直接受信できることを条件として求めております。

今回、大臣裁定申請を提出した大分ケーブルネットワーク㈱に対して、弊社が同意しない理由は、意見書に述べている理由の他に以下の判断によるものであります。

- ① 再送信先の大分地区放送事業者の納得(了解)が得られていないこと
- ② 生活圏・文化圏としての一体性が認められないこと。
- ③ 受信点は、大分県別府市大字鶴見字鶴見山4553番地の鶴見岳であり、業務区域内に受信点を設置していないこと。

一方、弊社は、少数チャンネル地域への配慮や、生活圏・文化圏の尊重、視聴実態などの観点から現実的な対応を行なってきたり、すでに、大分県日田市のKCVコミュニケーションズ㈱には、再送信先の放送事業者の納得(了解)と3条件を総合的に判断した結果、地上デジタル放送の区域外再送信に対して同意をいたしております。

このように、現在、同意されているアナログ放送の再送信については、デジタル化に伴い自動的に同意が継続されるのではなく、新たなケースとして前述の条件を満たしているかどうかを総合的に判断し、再送信の同意・不同意の経営判断をいたす所存であります。

(6) 再送信先の放送事業者の考え方を確認する理由について

弊社は、区域外再送信同意に際して、再送信先の放送事業者の納得(了解)を得ることを条件にいたしております。

緊急災害情報や政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定的供給と地域免許制度に基づく地上テレビ放送全体の健全な発展という観点から、再送信される地域の放送事業者に配慮し、その考え方を確認することは欠かせないという考えであります。

また、同意することによって再送信先の地元放送事業者が視聴率の低下等による経営的なダメージを受けることを無視するわけにはいかないからであります。

(7) 区域外放送の視聴利用と地域活性化の関係について

日本ケーブルテレビ連盟から昨年5月に民放連に提出されました要望書の「地上デジタル放送の区域外再送信の考え方」によると区域外放送の視聴利用により、地域経済、文化等の広域的な交流が促進され、地域が活性化される効果が生まれていると記されています。

しかし、地元のチャンネルよりも区域外チャンネルの視聴機会が増えることは、地元の媒体力が減少することになり、結果的には地元経済の活性化がマイナス効果となり、地元の経済環境から好ましいことではないと思います。

大分県内のケーブルテレビ事業者は、自県の経済力に元気がないこと、居住区域の視聴者の生活圏・文化圏の拡大、つまり、活動圏の広域化によって福岡の区域外再送信を地元視聴者が望んでいることを主張しておりますが、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、福岡一極集中が進み、地域の活性化はますます衰退していくことが懸念されます。

地域活性化のためにケーブルテレビ事業者が果たす役割は、本来の目的である地域情報を充実し、その区域内における公共的役割を意識して自県の地域経済・文化の発展に寄与することが本来の姿であるべきと考えます。

(8) 区域外再送信地域の視聴者の不利益について

地上放送事業者は、公共上の性質から国民保護法の施行に伴って「指定公共機関」もしくは「指定地方公共機関」とされ、武力攻撃事態など有事の際、国民の生命や財産を保護するための措置(具体的には、「警報およびその解除」等の放送)を行なうことが義務付けられています。また、県との間で「災害時における放送要請に関する協定」を結び、緊急災害情報を提供するのが義務的なものになっております。

こうした視聴者の生命や財産を守るために欠かせない有事の際の情報や災害情報など、公共的な情報の提供は、地上デジタル放送においても、地方自治体などから大きく期待されているものであります。

もし、区域外チャンネルの視聴が常態化すると、居住区域のこうした有事の際の放送や緊急災害情報をはじめ、行政情報、政見放送などの地域情報提供の妨げが懸念され、その結果、居住区域の視聴者に必要な情報が的確に伝わらず、無用な混乱を引き起こすこ

となどが危惧されます。このような観点からも地元放送事業者のチャンネルが本来見られるべきであります。

(9) 区域外チャンネルのCM問題（広告主の意図との齟齬）について

同一系列のチャンネルでも番組は変わらなくても地域によってCMが違うケースがあります。区域外再送信によってその地域で売られていない商品のCMが放送されるということは、広告主が意図して放送する地域限定CMが、異なる地域でも放送される結果となり、区域外の視聴者に対して誤ったCMを放送するという責任問題に発展することも想定されます。

その結果、私ども再送信元の放送事業者は広告主に対して意図しない地域に放送したことへの責任、広告主と再送信元放送事業者は視聴者に対して誤ったCMを放送し、混乱を招いた責任を問われることとなります。

このようにCMの観点からも区域外再送信を行うことは、コンプライアンス上の問題があること、さらに、広告主ならびに視聴者のために適切でないことを申し添えておきます。

(10) 系列ネットワークと民放のビジネススキームの関係について

系列ネットワークは、民放のビジネススキームとして成立しており、区域外再送信などにより同系列の放送事業者に経営的にマイナスとなる影響を与えることは、ネットワーク全体からみても体制を維持する面から好ましいことではありません。

私どもローカル局は、系列ネットワークの一員として、一つのビジネススキームを大事にすることが、経営として重要な判断であると思っております。

(11) ケーブル再送信と著作権処理について

キ局などのネットワーク番組は、放送の権利処理は全国ネットという処理をしていますが、ローカル番組や購入番組の権利処理は普通、自局エリアの権利処理しかしていません。

このように、放送エリア外のケーブルテレビ事業者に対する権利処理は通常されておられません。ケーブルテレビ再送信に関する権利処理はケーブルテレビ事業者が責任を持つものではありませんが、弊社の判断を超えるエリアで再送信が行なわれることは、権利処理の問題をより深刻にするものです。

(12) 違法再送信への行政対応のお願いについて

弊社は、再送信同意契約書は自動更新とするのではなく、契約期間を1年と定め、その都度、地上デジタル放送の再送信の実情を確認することにしております。

行政におかれましても、ケーブルテレビ事業者の違法再送信に厳正に対処できるよう、ケーブルテレビ事業者から業務開始等の届出の際に提出される放送事業者の再送信同意書(写し)の精査や定期的な再送信実態把握などの行政事務上の改善をお願いするものであります。

3. 本件に関する協議の経過

3-1 協議日程と協議相手

	協議日程	協議相手
①	平成 19 年 1 月 30 日	大分ケーブルネットワーク㈱
②	平成 19 年 2 月 16 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTBメディア㈱ KCVコミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク㈱
③	平成 19 年 3 月 12 日	大分ケーブルテレコム㈱、CTBメディア㈱ KCVコミュニケーションズ㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯 大分ケーブルネットワーク㈱、佐伯市総務部情報推進課 臼杵市総務部総務課、杵築市総合政策課

3-2 協議内容

①平成 19 年 1 月 30 日

【大分ケーブルネットワーク㈱】

- ・ 大臣裁定申請となる場合、各ケーブル事業者が各放送事業者に対して申請を行うことになるため、「一度も協議していないのはまずい」ということで来社した。
- ・ 裁定申請をすることになると、民間 5 社と自治体 4 団体で在福民放 4 社に対して行うことになるだろう。

【弊 社】

- ・ デジタルとアナログは別、地域免許、「放送の意図としての放送対象地域」であること等、弊社の基本的な考え方を説明。

②平成 19 年 2 月 16 日

【大分ケーブルネットワーク㈱ 他ケーブル事業者4社】

現状と今後の予定について

- ・ 当初2月20日に大臣裁定申請を行なう予定だったが、民放連とケーブル連盟との交渉が始まるので一定期間待つことにした。
- ・ 民放連とケーブル連盟の交渉は、2月17日から3月5日までと聞いている。3月7日にケーブルテレビ連盟の区域外再送信特別委員会で交渉結果について説明がある。3月8日にケーブルテレビ連盟の全国大会が開催され、大分のケーブル事業者が大臣裁定申請に至った経緯を説明する。
- ・ 大分ケーブル事業者としては3月9日か12日に申請し正式受理の予定である。すでに大分ケーブルテレコム㈱の申請書類は九総通に見せてチェックをお願いしている。
- ・ 3月以降、大分以外の地域でも大臣裁定申請が出される。今年に入って動きが急になっている。長野(松本)も3月28日に申請する。
- ・ 2月6日に大分県(IT推進室)に説明。県からは「新聞などの報道もあり、あまり長引かせると地元民放が「悪者」になる。そうならないためにも大臣裁定申請を急ぐべき」という意見をもらった。
- ・ 総務省からは「福岡局と4~5回は交渉して欲しい。大臣裁定申請を行うことを通知してほしい」とアドバイスを受け、これまで福岡の放送事業者への訪問を続けてきた。

③平成19年3月12日

【大分ケーブルネットワーク㈱ 他ケーブル事業者4社及び3自治体ケーブル事業者】

- ・ 大分県から『KCVコミュニケーションズ㈱と日田市』、『4自治体(佐伯市、杵築市、臼杵市、豊後大野市)』、『民間4事業者(大分ケーブルテレコム㈱など)』の3つのグループに分けて検討してはと積極的な介入があった。
- ・ 大臣裁定申請は3月23日午後1時半に九州総合通信局に4社(大分ケーブルテレコム㈱、大分ケーブルネットワーク㈱、CTBメディア㈱、㈱ケーブルテレビ佐伯)が申請予定。
- ・ 日田のKCVコミュニケーションズ㈱と4自治体は3月23日には申請せず。
KCVコミュニケーションズ㈱は大分の放送事業者が福岡波デジタルの再送信を了承したため。
- ・ 4自治体は3月2日に大分県の仲介のもと大分の放送事業者3社と個別に話し合いを行った。過疎対策、企業誘致、難視解消等自治体の考えを理解してもらえたと思う。3月16日に再度大分の放送事業者3社と協議予定。なぜ福岡波が必要か論点整理して協議したい。話しが纏まらなければ、今後「大臣裁定申請」の可能性もある。

(23日の申請は時間的にも無理との認識)

4. その他参考となる事項

(1) 福岡波区域外再送信による大分地区民放3社への経営への影響について

大分地区民放3社のシミュレーションでは、区域外再送信やBS・CSの「その他」視聴率が全日の年度平均で 9.1%となり、福岡波の区域外再送信の視聴実態を少なく見積もっても「その他」視聴率の 50%と推測した場合、大分地区民放3社の年間推定の逸失売上高は、
 [] となり、1社あたり [] から [] の電波料収入が減収となる結果が出ております。

昨年度の視聴率調査における「その他」視聴率(全日)は、平均 9.1%と高い数値を示しており、現実として、その大半はケーブルテレビ経由で福岡波(アナログ)を視聴しているものと推察されます。

また、テレビ媒体への地区投下に関しては年々減少傾向にあり、景気変動要素は否定できないとしても、全体の傾向として、「その他」視聴率が高くなることは、エリアパワー及び媒体価値の低下を招く結果となり、大分地区民放3社を取り巻く状況は非常に厳しいものになっております。このような状況下にあつて、地上デジタル放送の福岡波区域外再送信について同意する旨の大臣裁定が下された場合、経営に与える影響は非常に甚大であると思われます。

【視聴率状況】

局名	年度平均(全日)
TOS	11.6%
OBS	10.0%
OAB	9.4%
その他	9.1%

(注)その他視聴率:

推定在福視聴率 4.5%

大分地区「その他」視聴率(%)推移				
		全日	G	P
1997年度	平成 9年度	3.7	5.8	5.7
1998年度	平成 10年度	4.1	6.9	6.8
1999年度	平成 11年度	4.5	7.6	7.4
2000年度	平成 12年度	5.8	9.1	8.8
2001年度	平成 13年度	6.2	9.8	9.5
2002年度	平成 14年度	6.3	10.0	9.8
2003年度	平成 15年度	6.4	10.2	10.1
2004年度	平成 16年度	6.5	10.2	10.3
2005年度	平成 17年度	7.5	11.6	11.5
2006年度	平成 18年度	9.1	13.2	13.1

(2)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社のアナログ再送信同意に関する状況

ケーブル事業者名	最終同意処理	最終同意期限	更新切の有無	再申込日	再同意日	再同意開始日	違法再送信の期間
大分ケーブルテレコム(株)	H03.03.15	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
CTBメディア(株)	H02.02.28	H06.03.31	更新切れ	H18.11.16	H19.01.09	H19.01.09	H06.04.01～ H19.01.08 (約12年9ヶ月)
(株)ケーブルテレビ佐伯	H14.09.30	H18.03.31	更新切れ	H18.11.21	H19.01.09	H19.01.09	H18.04.01～ H19.01.08 (約9ヶ月)
大分ケーブルネットワーク(株)	H18.03.14	H19.03.31	更新済み				なし

(3)大臣裁定申請を行なった大分ケーブル事業者4社の福岡波の受信点

- ・ 受信空中線の位置：大分県別府市大字鶴見字鶴見山 4553 番地(鶴見岳)
- ・ 利用しているケーブル事業者
 - ① 大分ケーブルテレコム株式会社(大分県大分市)
 - ② シーティーピーメディア株式会社(大分県別府市)
 - ③ 株式会社ケーブル佐伯(大分県佐伯市)
 - ④ 大分ケーブルネットワーク株式会社(大分県大分市)

以上